令和７年度
木曽町友好都市
宿泊助成事業

(一社)木曽おんたけ観光局

事業内容

○助成内容○	• 住民の方々、関係者の皆さまに対して 宿泊１泊につき一人　２，０００円の助成券の発行。 • ただし1グループの人数は5人まで • 連泊の場合は2泊まで
○対象者○	①　対象自治体の住民の方（住民票がある方）。 ②　対象自治体の方が１名以上いるグループ。 ※グループ全員が同じ宿に宿泊されることが条件となります。

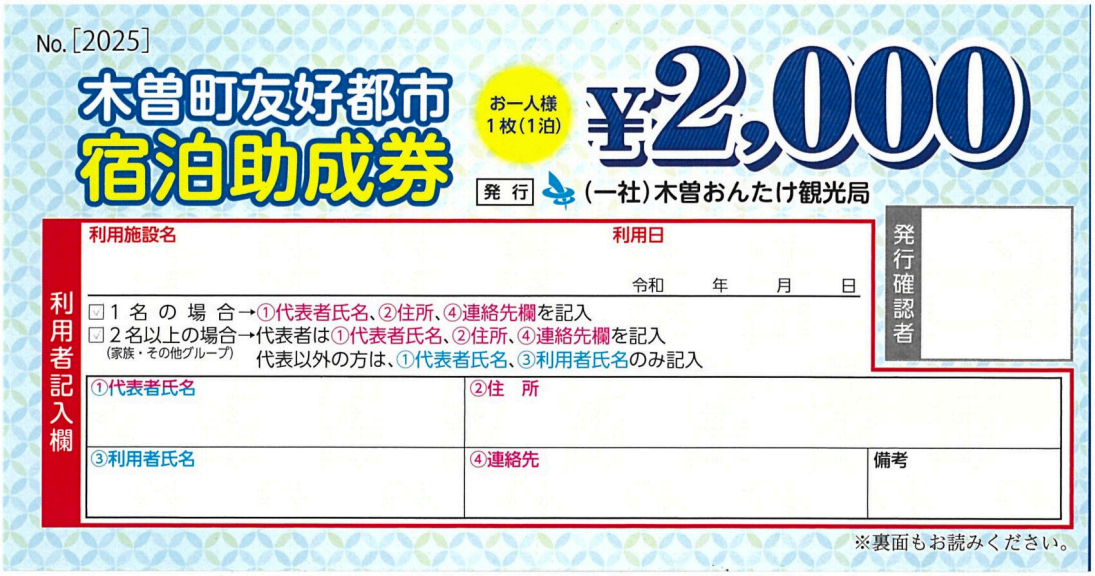

木曽町友好都市住民宿泊助成券について
（助成券を利用されるの皆様へ）

- 対象者は、該当自治体に住民票がある方及び先の方が代表になっているご家族、グループです。
- 助成券は、お泊りになるお宿での現金精算・ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ精算のみ利用できます。
  ※ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞが利用できない施設もあります。
- 助成券は、宿泊予約された人数分発行します。（但し、最大５名分）
- 連泊の場合は、お一人様２泊分まで。
- ご家族・グループでのお泊りは必ず同じ宿にお泊りください。
- 助成券の使用期限は、**令和8年３月３１日**まで。
- （一社）木曽おんたけ観光局の発行する他の助成券を除く、助成券・割引クーポン券との併用が可能です。※但し、クーポン券等によってはご利用方法が限られているケースや、ご利用いただけない組み合わせもございますので、併用ご希望の割引サービス提供元に利用条件を必ずご確認ください。
- 人数変更・キャンセルがあった場合は、「宿泊施設」及び助成券お申込み先へ必ずお電話をください。
- 助成券は、宿泊施設のキャンセル料に充てる事はできません。
- 助成券は、枚数限定ですので、無くなり次第終了となります。
- キャンセル後、使用しなかった助成券は無効となります。
- 助成券は再発行することができません。取扱いにご注意ください。

※観光を目的として木曽町内助成券利用可能施設にお泊りになる方が対象となります。

※一般的な個人、家族、グループ旅行を想定しております。ツアー企画などお客様としてツアー会社及び団体などに料金を支払って参加される旅行や合宿等は、対象外ですのでご承知おきください。